

いつもお世話になります。先月3月11日の東日本大震災から一ヶ月が過ぎようとしています。亡くなられた方々に心からご冥福をお祈りいたします。また被災された方々にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

トレンドを斬る!

低価格競争が激化する居酒屋業界では、セルフサービス化が進んでいます。タッチパネルから注文するのも自分、料理を席に

運ぶのも自分です。好きなものを好きなだけ自分で取りに行くバイキング制も好調です。そんな中、お客が自分で料理を作るフル・セルフ居酒屋が話題を呼んでいます。お店が用意した食材を自由に選び、厨房で好きなものを料理するシステムは、大勢で気軽に家飲み気分を味わえます。安さの追求から矛先を変えたエンタテインメント性が大ウケです。



365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」!

今月の商売のヒント:【真面目・不真面目・非真面目の大きな違い】

真面目な人がバカを見て、不真面目な人が上手いこと世の中を渡っていく。そんな場面に遭遇すると本当にかっかりしてやる気が失せるものです。商売をやっているだけで「まっとう」なことだけがまかり通らないのは百も承知。しかし、ズルをしたり手を抜いたりすれば必ずどこかでツケが回ってきます。



「もっと要領よくなりたい」。真面目な社長は自分の不器用さを恨めしく思うかもしれませんが、人の本質はそうそう簡単には変わりません。けれども考え方を考えることはできます。これからは「非真面目」な考え方をしてみませんか？

問題が起こったとき、人は往々にして自分の経験にあてはめながら解決策を見つけようとしています。それは決して間違った発想ではありませんが、真面目な人の場合、自分の経験にとらわれすぎて新しい見方ができないことがあるようです。特にありがちなパターンは、最初に問題の原因を探ってしまうこと。原因を取り除かないと

前に進まないと考えるのは、真面目な人の最たる特徴です。たとえ原因が見つかったとしても、それがどうにもならないことだったらどうでしょう。そこで行き詰って「もうお手上げ」と途方に暮れるしかありません。原因を探しても問題解決に至らないこともあるのです。

一方、過去の経験や物事の枠にとらわれず、まったく異なった新しい角度からアイデアを生み出せる人もいます。これが「非真面目」です。真面目な人の考え方が「平面」なら、非真面目な人は「立体的」に物事を見ます。柔軟な発想が問題解決の糸口になるのは体験的によくご存知のことでしょう。

真面目な人は「なぜ上手くいかないんだ？」と頭を抱えます。一方の非真面目な人は「どうしたら上手くいくのか？」と試行錯誤を繰り返します。

素直に一生懸命やるだけでは上手くいかないのが商売です。もっと非真面目になって脳みそにたくさん汗をかきましょう。もちろん、「どうしたら何もせず楽して稼げるのか？」という不真面目は論外ですね。



なわいづへんじにも税金が…

ドイツでは「天税」という税金があり、年約千円～2万円程度が課されています。ヨーロッパではドイツ以外にもあり、街の清掃費などに使われている珍しい税金です。今の日本で「天税」と聞くとちょっと違和感を覚えます。しかし、古くは徳川綱吉が將軍だった江戸時代の日本でも「生類憐れみの令」が発令された際に「天税」が徴収されていました。また、明治時代には「飼犬」が急増して狂犬病が蔓延し、その対策として天税が導入されたこともありました。これが昭和五七年に廃止されるまで、最大で2686の自治体で徴収され、最後に廃止になった長野県四賀村では、一頭あたり年300円で約15万円の税金があったと聞かれます。

この他にも、明治の初期には国民が投機目的で競う「競馬」を飼育開始するために、一羽につき月1円と「競馬」の「競馬税」が導入されました。当時の1円は、お米が200g程度しか買える価値があったといわれます。

このように「税制」は時代に応じて変化していることがわかります。一般社団法人ペットフード協会が発表している調査結果によると、国内の飼育頭数では犬が約1232万頭、猫が約1002万頭です。仮に一頭につき年1万円を課税すると税金は約200億円になります。そのためか、現在の日本においても「ペット税」の導入を求める声も聞かれます。



【東日本大震災への義援金について】

私達ができること…

ボランティア、寄附、物資の提供等、色々な方法があると思います。

今回はこの寄附金について現時点での税務上の取扱についてお話をいたします。

〈被災された取引先に対する寄附〉

法人が被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、寄附金又は交際費等に該当せず、全額損金に算入されます。

〈法人が自社製品を被災者に提供した場合〉

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

〈法人が支出する国等に対する寄附金〉

国、又は地方公共団体に対するものの他、日本赤十字社等への寄附は指定寄附金として全額損金算入されます。

〈個人が支出する国等に対する寄附金〉

国、又は地方公共団体に対するものの他、日本赤十字社等への寄附は特定寄附金として、税務上寄附金控除の対象となります。

寄附金については個人の場合は確定申告、法人は決算確定申告での調整が必要となります。

義援金等を寄附したことが確認できる書類が必要となりますので、必ず保管してくださいよう、お願いいたします。

また、変更等がございましたら随時ご報告をさせていただきます。

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目59番地4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com